

令和7年9月

足立区いじめ等特別調査委員会 調査報告書（概要）

足立区いじめ等特別調査委員会

委員長 杉浦 ひとみ

第1 足立区いじめ等特別調査委員会が設置される経緯

本件は、2021（令和3）年に足立区立の中学校3年に在籍する中学生（以下「本件生徒」という。）が自らかけがえのない命を絶ったという事案である（以下「本件事案」という。）。

1 基本調査（2021（令和3）年6月から2022（令和4）年1月）

本件事案を受けて、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、同教育委員会が中心となって2021（令和3）年6月から2022（令和4）年1月の期間に本件事案について調査を行い、2022（令和4）年1月7日「基本調査報告書」を作成し、本件生徒の保護者（以下「本件保護者」という。）に報告をした。

同報告に対し、本件保護者からは、第三者機関によるさらなる調査の依頼があった。

2 再調査（2022（令和4）年1月から2022（令和4）年5月）

（1）本件保護者からの依頼を受け、足立区長はいじめ等の事実、自死といじめ等との関係、区が執るべきその他の事項を諮問事項として足立区いじめ等調査委員会を設置した。

同委員会からは、2022（令和4）年5月31日に答申及び調査報告書が提出された。

（2）同報告について、本件保護者から2022（令和4）年10月に、次の3のような再調査の申入れがあった。

3 本件調査委員会の設置・再調査の申入れ

（1）申し入れの内容

ア いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第28条第1項の規定による調査（いわゆる「重大事態調査」。）の結果について、同法第30条2項に基づく調査を行ってほしい。

イ 再調査委員会の委員構成は遺族及び代理人弁護士と協議してほしい。

ウ 調査を行った時は、必要な情報を適切に提供してほしい。

エ 法第30条第3項に基づき、調査結果を議会報告してほしい。

オ 申入れについて具体的に代理人弁護士と協議する機会を設定してほしい。

## 第2 足立区いじめ等特別調査委員会による調査

上記本件保護者からの申し入れを受けて、足立区は、足立区いじめ等特別調査委員会設置条例を制定し、同条例第3条の規定に基づき、2023（令和5）年3月に「足立区いじめ等特別調査委員会」（以下「本件調査委員会」という。）を設置した。

### 1 委員会の構成

#### (1) 委員の選定

委員会の人員構成を、弁護士2名、教育法学者1名、臨床心理士1名、精神保健福祉士1名、精神科医1名計6名以内とした。

(2) 補助員を3名（弁護士2名、公認心理師1名）選定した。

### 2 諮問事項

(1) 本件自死の背景要因といじめ等の事実の有無

(2) 自死といじめ等の因果関係

(3) 事案への対処及び同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置

## 第3 調査の内容

実施した内容は、本件調査委員会会議での検討、関係者のヒアリング、その他情報を得るための活動である。主たる活動は委員全員で構成する調査委員会によるが、個々の調査実施にあたっては調査内容と日程調整可能性を考慮し構成した委員3名を定員とする基礎調査部会によって実施した。

### 1 本件調査委員会の会議の開催状況

令和5年8月1日から令和7年8月11日までの間、本件調査委員会会議を37回開催、基礎調査部会を16回開催。

## 第4 従前調査の検証

### 1 従前調査の評価

#### (1) 従前調査の評価

ア 学校及び教育委員会による本件調査の評価

##### (ア) 基本調査の評価

###### a 基本調査の内容

全教職員からの聴き取りと、亡くなった子どもと関係の深かった子どもへの聴き取り調査については、基本調査の段階に行われるべきものとしてはおおむね「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月）（以下「指針（改訂版）」という。）に従っていたと評価できる。しかし、指導記録等の確認については、ロッカーや机、いじめアンケートの確認しか行われなかったことは不十分であった。その他の多くの本件生徒に関わる資料を基本調査の段階で収集・確認・整理しておくべきであったと言わねばな

らない。

b 調査着手及び報告書作成・報告の時期

おおむね本件事案を学校・教育委員会が認知後、すぐに始められており、適切であったと思われる。しかし、その後、収集した情報を整理し、基本調査報告書としてまとめ、遺族・設置者に報告されたのは、事案の認知後、おおむね半年後であり、本件の報告書の作成・報告は、基本調査の趣旨に徹して遅きに失したと言わねばならない。

特に、2021年6月下旬から9月中旬までは、本件保護者からの問い合わせや申し入れがあるまで、ほとんど調査を実施していた形跡が見られず、本件事案は、実質的に2ヶ月以上放置された状態にあったと言わねばならない。

c 本件保護者との関わり

本件保護者と学校・教育委員会との面談が実施され、本件保護者の要望を聴き、本件保護者から要望のあった学校で本件生徒が嫌だと思っていた不適切指導等の事項についての調査の結果について説明するなどが行われており、学校・教育委員会側が本件保護者に対して一定程度の配慮を行おうとしていたことは認められる。しかし、校長の発言は、本件保護者の疑問や要望に誠実に向き合い、悲しみを抱えた本件保護者に対して配慮する姿勢を欠いていたと言わざるを得ない。

その後、9月中旬に本件保護者からの問い合わせや申し入れがあるまで、学校・教育委員会は、2ヶ月以上、本件保護者に説明の機会を設けることはなかったが、学校・教育委員会は、基本調査の進捗状況やその後の詳細調査への移行に関する考えを適切に説明する機会を設けるべきであった。また、本件保護者が要望した調査方法に対する学校の対応も二転三転し、基本調査報告書の内容を本件保護者に示す際にも、内容に誤りが見られ、本件保護者から指摘される事態に陥っている。こうした学校・教育委員会側の対応は、かえって本件保護者を傷つける結果になった。こうした点でも、学校・教育委員会の対応は配慮を欠いていたと言わねばならない。

(イ) 基本調査から詳細調査への移行の判断

「指針（改訂版）」と「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）（以下「重大事態調査ガイドライン」という。）に従えば、本件において、設置者である足立区教育委員会は、基本調査の報告を受けて、詳細調査に移行する判断を行い、「いじめ重大事態」に該当する事案として詳細調査を実施する法的義務を負っていたと考えられる。しかし、設置者である足立区教育委員会の責任において詳細調査は実施されず、基本調査の終了時点で、詳細調査に移行すべきかについて検討した形跡も見られない。なお、本件調査委員会の調査の過程において、教育委員会は、本件の基本調査は実質

的には詳細調査に一部踏み込むものであったとの認識を示していたが、「基本調査報告書（確定版）」には、そもそも本件生徒の自死の背景の分析や評価が一切見られず、詳細調査に踏み込んだものとは到底評価できない。この点で、本件において、足立区教育委員会の調査は、「指針（改訂版）」と「重大事態調査ガイドライン」に則った事案調査ではなかったと考えられ、法第28条1項に沿うものではなかった。

基本調査から詳細調査への判断が適切になされなかったのは、主に次の二つのことに起因するものと考えられる。第一に、足立区教育委員会の内部において、いじめ防止対策推進法や足立区の関連条例といった各種の法令と、「指針（改訂版）」や「いじめ重大事態調査ガイドライン」といった生徒の自死事案の調査に関する国の指針について十分に理解が共有されていなかったと思われることである。

第二に、足立区教育委員会の附属機関である対策委員会が条例上想定された役割を果たしていなかった。条例上は、対策委員会は、不適切指導やいじめ重大事態の詳細調査を担う機関として想定されており、本来であれば、そうした役割を本件においても果たすべきであった。本件について、対策委員会に一定の情報が提供されていたことに鑑みれば、対策委員会側から、教育委員会に対して詳細調査の実施について諮問するように示唆することも可能であったように思われる。これらのことから、対策委員会の内部においても、条例上の対策委員会の所掌事項やその他の法令や国の指針等について十分な理解が共有されず、十分機能していなかった可能性が高いと言わねばならない。

## イ 足立区いじめ等調査委員会による調査の評価

### (ア) 「再調査」という位置づけの評価

条例上、調査委員会は、法第30条の下で、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育委員会の行なったいじめ重大事態に関する調査の結果についてさらに調査できるとされていることを受けて、その再調査を担う首長の附属機関として設置されており、本来は教育委員会が詳細調査まで行った上で、その結果の再調査を行うことが想定された機関である。本件において、調査委員会が「再調査」を行うことを諮問されたのも、こうした条例上の調査委員会の位置付けによるものと考えられる。

しかし、本件においては、教育委員会は、基本調査のみで調査を終了し、詳細調査を実施していなかった。本来は、区長は、調査委員会への諮問以前に、いじめ重大事態に該当する本件において、教育委員会から基本調査の報告しか受けていないのであれば、教育委員会に対して、法令や国の指針等に従えば、教育委員会の責任で詳細調査を実施することが必要なことを伝え、その実施を促すべきであった。また、調査委員会も、区長から諮問を受けた段階において、区長に対して、教育委員会による詳細調査が実施されていないことを伝え、適

切な手続きが履践されることを確保すべきであったと思われる。それにもかかわらず、本件において、調査委員会に対して、「再調査」という形式で諮問がなされ、調査委員会においても、「再調査」という形式で本件の調査が実施されたことは、法令や国の指針等の趣旨に反するものであったと考える。

#### (イ) 調査委員会の組織構成の評価

本件において実質的には初めての詳細調査の場面であったと言える。そこで、調査委員会による調査が、委員会の組織構成や調査範囲・手法、報告内容、本件保護者への関わりという観点から、詳細調査として適切なものであったのかについて検討する。

本件当時においては、調査委員会は、3名の委員から構成されており、その内訳は、弁護士・法科大学院教授1名（委員長）、都立高等学校元校長・高齢者介護事業を行う社会福祉法人シニアアドバイザー・介護福祉士1名（副委員長）、大学教授（社会心理学・文化心理学）1名（委員）であった。また、委員への委嘱過程については、職能団体等からの推薦を受けておらず、適切であったのか疑問が残る。委員の経歴等の観点からは、調査委員会の組織構成において、一定の専門性と第三者性が担保されていたものと考えられる。しかし、精神科医や臨床心理の専門家、教育関連の法制度等に関する学識経験者等は含まれておらず、条例上は、委員をさらに2名追加できたことを考えると、一層の専門性・公正性・中立性を確保するために、委員の追加が望ましかった。

#### (ウ) 調査範囲・手法の評価

本件生徒と関係が深いと考えられる教職員と生徒から、再度の聴き取りを行ったことは妥当であったと評価できる。しかし、学校以外の関係機関への聴き取りとして、本件においては、本件生徒が学習塾においても一定の人間関係を築いていたところから、学習塾の関係者への聴き取りは実施が望ましかったと思われる。また、遺族からの聴き取りについては、調査の開始時に1回要望を聴き取ったのみであり、極めて不十分であったと考えられる。「指針（改訂版）」においても、「遺族の協力が詳細調査の実施に不可欠」とされており、「自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明」という詳細調査の目的に鑑みれば、遺族からより丁寧に、本件生徒の人となり、生育や生活状況などについて聴き取りを行うべきであったと考えられ、その不実施は適切ではなかった。

#### (エ) 調査委員会による調査内容の評価

第一に、詳細調査においては、本件生徒の自殺に至る過程やその心理に関する背景の調査や分析が不可欠であるが、調査委員会の調査報告書には、そのような調査や分析が欠けている。

第二に、調査委員会の調査報告書においては、担任教諭の各種の行為が、条例上の「不適切な行為」に該当しないとするが、これも詳細調査の報告内容と

しては不十分であったと言わねばならない。なぜ、担任教諭の行為がこれらの「不適切な行為」の定義に該当しないのかについて、その理由は述べておらず、その判断の適切性を検討することが難しい内容となっている。加えて、担任教諭の一部の行為については、論述の過程において適切とは言い難いという評価をしているところもあり、条例上の「不適切な行為」には該当しない最終的な結論とどのような関係にあるのか不明確な内容になっている。

第三に、詳細調査においては、再発防止策の検討も必要とされているが、どのような課題があったかという学校の体制に関する分析や、本件生徒の自傷行為等への対応に問題はなかったのか、本件生徒の自死を回避する可能性はなかったのかという教職員による個別対応の問題点の分析が不足している。

また、そうした分析を欠くことから、調査報告書においては、抽象的な問題点の把握に止まり、具体的な課題の抽出に結びついていない。さらに、再発防止策についても、抽象的な提言に止まり、具体的な再発防止策の提示がなされていない。

以上の通り、本件における調査委員会の調査報告書の内容は、「指針（改訂版）」に従えば、詳細調査の結果を報告するものとしては不十分なものであったと考える。このような不十分な内容となった原因を分析すると、まず調査委員会の内部において、調査において参照すべき法令や国の指針等の理解が不足していた。

また、調査委員会委員の構成において、自傷行為や自死、教育法制などに関して専門的知見を有する委員がいなかったことも、不十分な調査となった要因となった可能性がある。

#### (オ) 調査委員会による本件保護者への関わり

第一に、本件保護者への聴き取りについて、はじめから1回に限定し、実際、調査開始当初に1回のみしか行われなかった。これは、調査のあり方として不十分であっただけなく、教育委員会による調査に不信を抱き、今度こそは適切な調査を実施してほしいと願う本件保護者の心情への配慮という点でも適切な対応ではなかったと言わざるを得ない。

第二に、法第28条2項では、いじめ重大事態の調査について、保護者に対して適切な情報提供を実施することが求められており、「国の基本方針」や「重大事態調査ガイドライン」においては、調査の進捗状況について保護者等に報告するものとされているが、調査委員会における調査では、このような進捗状況の報告は行われていない。

第三に、調査委員会が、本件保護者に報告書の内容を説明する場面において、親子関係について一方的な憶測に基づく発言と受け止められても致し方ない発言がされ、遺族の心情へ十分な配慮がなされていない。

以上のように、本件の調査委員会の調査においても、本件保護者への関わり

について不適切なところが見受けられるが、これらの要因は、調査委員会内部において法令や国の指針等に関して十分な理解が共有されていなかったこと、本件が子どもの自死事案であり、さらには不適切指導やいじめが疑われる事案であったにも関わらず、調査委員会に精神科医や臨床心理に知見のある専門家、教育法制に関する学識経験者が含まれていなかったことによるものではないかと思われる。

## 第5 評価・考察

### 1 本件自死の背景

#### (1) 「いじめ」の存否

本件調査委員会においては、本件生徒が回答していたいじめに関するアンケートや本件生徒が残したノートやメモ、スケッチブック、遺族から提供されたLINEのトーク履歴などの資料、従前の学校・教育委員会、いじめ等調査委員会による調査の過程で行われた本件中学校の生徒への無記名アンケートや生徒・教職員への聴き取り、さらには、本件調査委員会が実施した遺族、生徒・教職員などへの聴き取りなどを基礎に、本件生徒への「いじめ」の存否を調査したが、調査の過程において、具体的にどのような背景で記述されたものなのかを十分推認させるだけの資料や証言を見出すことはできなかった。

さらに、遺族からの要望書や聴き取りにおいて、本件生徒が好ましく感じていなかった可能性のある友人の存在や、友人との交友関係上でトラブルを生じていた可能性が示されていたため、本件生徒が友人関係において上記の「いじめ」の定義に該当すると考え得る何らかの問題を抱えていたのかどうかについても調査した。しかし、この点についても、本件調査委員会の調査の過程においては、当時の友人関係を知り得る当時の生徒への聴き取りも実施したが、裏付けとなるような資料や証言を得ることはできなかった。

さらに本件調査委員会が追加で実施した生徒・教職員からの聴き取りにおいても、「いじめ」の定義に該当すると考え得るような事実の証言を得ることはできなかった。

現時点において収集可能であった資料を網羅的に調査したが、本件生徒に対するいじめの存在、すなわち、本件生徒が、一定の関係のある他の生徒等からの行為によって、心身の苦痛を感じていたことを示し、あるいはそのことを推認させる証言や資料を見出すことはできなかった。

#### (2) 本件における「不適切な行為」の存否

本件においては、本件保護者から担任教諭による一連の本件生徒や他の生徒への指導が不適切なものであった可能性が指摘されている。そこで、従前の調査や本件調査委員会による調査の過程で明らかになった担任教諭の具体的な指導の内容を対象に順次検討したところ、担任教諭による指導には、「生徒指導提要（改訂版）」の

考え方に照らして「不適切な行為」やそこまでは至らなくとも教育的配慮の点で不十分であったものが見出され、本件保護者の証言からは、本件生徒がそれらの指導を嫌がっていたことも窺われる。それゆえ、担任教諭の指導が本件生徒のストレス要因の一つになっていた可能性は否定できない。

### (3) 本件の自死に至る経緯

本件調査委員会の調査においては、「いじめ」の定義に該当すると考え得る何らかの問題や担任教諭の指導が、本件生徒の自殺の原因となったことを示し、あるいはそのことを推認させる証言や資料は見出されず、また、本件生徒が自死に至るまでの心理的な機序にいかなる影響を与えたかについても明らかにすることはできなかった。本件生徒は、過去に少なくとも2回自傷行為をしているのを確認されていた。また、本件調査委員会が行なった本件生徒の心理学的剖検において明らかにされたように、比較的長期間にわたり抑うつ状態にあり、3年生の頃にはうつ病に近い状態にまで悪化していたことが推測される。本件生徒は、比較的長期間にわたり精神健康の課題を抱えており、それが自死の要因のひとつになったものと推認できる。

本件調査委員会の調査において明らかとなった事実からは、本件生徒が複数のストレス要因を抱えていたことが推認される。しかし、今回の調査においては、そうした複数のストレス要因がそれぞれ本件生徒にどの程度の影響を与え、あるいはそれらのうち特に大きな影響を与えた要因はどれなのかということ推認するに足る証言や資料を見出すには至らず、それゆえ、本件生徒の自死の直接のきっかけや原因を特定することはできなかった。むしろ、本件調査委員会の調査の限りでは、本件生徒の自死は、長期にわたる様々なストレス要因の複合的な作用と、精神的な健康の悪化の結果として捉えられる可能性がある。

## 2 本件自死に至るまでの行政（区長部局及び教育委員会）・学校の対応の評価（自死回避可能性の検討）

### (1) 本件中学校における「いじめ」対策の評価

#### ア いじめ防止基本方針の評価

教育委員会の方針として、いじめの早期発見のための措置が適切に取られるべきことを明示し、さらに、いじめ早期発見のための各学校の体制づくりやアンケートの実施などの具体的な措置にも言及するものであり、いじめ防止対策推進法及び「国の基本方針」の趣旨に照らして、いじめの早期発見のために教育委員会が示すべき基本的な方針としては適切なものであると考えられる。

#### イ 本件中学校基本方針の評価

教育委員会の方針を受けて、学校の方針として、いじめの早期発見のための措置が適切に取られるべきことを明示し、さらに、いじめ早期発見のための面談による調査や相談窓口の拡充などの具体的な措置にも言及するものであり、一定の評価に値するものである。しかし、第一に、「国の基本方針」においては、早期

発見のためのマニュアルの作成等につながるように、『『チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する』などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。』とも規定されているが、こうした具体的な取組についての記載は見られない。

第二に、学校のいじめ対策基本方針が、いじめの早期発見等に向けた各学校のいじめ対策組織の行動計画ともなるように、いじめ対策組織の年間を通じた具体的な活動も記載される必要があるとされるが、この点に関する記載も見られない。したがって、この二点については、「本件中学校基本方針」の内容は不十分なものであったと言わねばならない。

#### ウ いじめ対策組織の評価

本件中学校において、いじめ対策組織に関する生徒の認識を確実なものとするための措置や、情報共有に関するマニュアルの作成等に関して、どのような取り組みがなされていたかは具体的な証言や資料は得られなかった。それゆえ、こうした点からは、いじめ対策組織が十分な役割を果たしていたかは極めて疑わしいと言わざるを得ない。これは、そもそも、いじめ対策組織の年間の具体的な活動計画等について、学校のいじめ対策基本方針において明示されず、さらには、教職員の間においても、いじめ対策組織がいかなる役割を果たすべきものなのかについて十分な認識が共有されていなかったことに起因するものと考えられる。

#### エ いじめの早期発見の措置の評価

まずは定期的な調査として、教育委員会から求められるいじめに関するアンケートを年3回実施しており、また、生徒会が主体となった独自のいじめアンケートも年3回実施していた。

さらに、相談体制の整備に関しては、本件中学校において、いじめの早期発見のための措置が一定程度実施されていたと評価することができる。しかし、これら以外に、例えば、国の方針においては、学校のいじめ対策組織が相談窓口としての役割を果たすことが想定されているが、本件中学校のいじめ対策組織が実際に相談窓口として十分に機能していたのか、また、生徒は相談窓口としての十分な認識を持っていたのかについては疑わしいと言わざるを得ない。さらに、いじめという生徒が相談をためらうことも想定される事柄に対して、生徒が教職員や相談窓口に安心して相談できるようにするための措置がどの程度なされていたのかについても具体的な証言や資料を得ることはできなかった。こうしたことを勘案すると、早期発見のための相談体制の整備について十分な措置が取られていたのか疑わしいと言わざるを得ない。これも、学校の基本方針でいじめ対策組織の具体的な行動計画が定められておらず、また、教職員の間で相談体制の整備について十分な認識が共有されていなかったことに起因すると思われる。

#### オ 足立区の自殺対策の評価

足立区公式ホームページによると、足立区は、一定の自殺予防施策を実行し、

学校との連携や事案発生時の援助のあり方について模索していたことが見出される。しかし、足立区全体の自殺対策の一環として、各学校の状況に応じて連携をとりながら、生徒の自殺予防に取り組む仕組みが当時の時点で確立していたとは言い得ない。

実際に、本件中学校が本件生徒の自傷行為を認知した当時も、本件中学校が、本件生徒の事案について、足立区や教育委員会と具体的な連携をしていた事実は見出されない。したがって、足立区の自殺対策が、区立学校の生徒の自殺予防という点について十分に機能していたとは評価できない。

#### カ 本件中学校の自殺対策の体制の評価

##### (ア) 本件中学校の体制の評価

教育相談委員会において、情報共有と対策の検討がなされている点で、チームで対応する一定の体制の整備はなされていると評価できる。しかし、個別事案の対応の手順やマニュアルの作成もなされていなかったところから、教育相談委員会では、個別の生徒について、誰が誰とどのような体制・役割分担でどのように対応するのかを決めるところまではなされておらず、個々の教職員がそれぞれの考え方に基づいて対処するに止まっていた。また、教諭と養護教諭、SC との連携も、教職員同士の個別的な人間関係に応じてかなり密になることもあれば、そうではないこともあったようである。実際に、本件生徒への対応も次に見るようになり場当たりのものになり、自傷行為の際に、スクールカウンセラーとの面談が設定され、あるいは本件保護者と相談して医療機関につなげるなどの措置も取られなかった。より適切な体制が整備されていれば、そうした措置によって、本件生徒に対してもより十分な支援が行われ、場合によっては自死が回避された可能性もあると言わねばならない。

こうしたことを考慮すると、本件中学校における体制整備は十分なものではなかったと言わねばならない。

#### キ 学校・教職員による本件生徒への対応の評価

##### (ア) 本件生徒への対応の評価

学校・教職員による本件生徒の対応については、次の二点の問題点を指摘せねばならない。

第一に、生徒との関係性の構築の不足による継続的な対応の欠如である。国の指針が述べるように、本来であれば、本件生徒の自傷行為を契機に、本件生徒と教職員との間において、一定の信頼を基礎にして、継続的なコミュニケーションが成り立ち、教職員が本件生徒の問題を理解し、それに適切に応答するという関係性の構築が目指されるべきであったと考えられる。その上で、教職員との間で、本件生徒がどのような問題を抱えているのかということが共有されたのであれば、本件生徒の精神健康の課題についても対応の方向性が見出され、自死という結果を回避できたかもしれない。

本件生徒は、自傷行為という形で、自己の抱える精神健康の課題を表出していたにもかかわらず、その困難を共有できる関係性を教職員との間で築いてもらうことができず、教職員に自己の問題を受容してもらうこともできず、一人で抱え込まざるを得ない状況から抜け出せなくなってしまっていたと言わねばならない。教職員の側で、こうした状況を打破しようとする適切な努力が払われるべきであったと考えられる。

第二の問題点は、自傷行為などによって精神健康の課題を抱えることが明らかになった生徒に対して、養護教諭やスクールカウンセラーなどの専門性を有する教職員が適切に対応し、場合によっては医療機関などの専門機関にも繋げるという学校の体制が整備されていなかったことである。もし、そうした体制が整備されていたならば、本件生徒も、専門性のある教職員による対応によって医療機関等の専門機関に繋がられ、自死という結果を回避できた可能性があると言わねばならない。

## 第6 提言

本件調査委員会への諮問事項には、「(3) 事案への対処及び同種の事態の再発防止のために区が執るべき措置」が含まれている。そこで、以下では、本件に含まれる問題点の改善や課題への対応に向けて必要とされる取り組みについて提言する。

### (1) 子どもの最善の利益の確保に向けた生徒と教職員の関係性の改善の必要性

本件における本件生徒への対応の問題点を改めて分析すると、その問題性の焦点は、子どもの自由な意見表明を可能にする本件生徒と教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築が十分になされていなかったことに見出される。

まず、①担任教諭による「不適切な指導」について言えば、本件においては、担任教諭の側が、本件生徒の特性やその意見への配慮を十分にせず、本件生徒の自由な意見の表明を可能にする「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築が不十分なまま、一方的に自らの思いを本件生徒にぶつけることになったものと考えられることができる。

また、②本件生徒の精神健康の課題への対応のあり方についても、教職員は、複数回にわたる自傷行為の発覚を契機に、本件生徒の精神健康の課題を察知しながらも、本人への直接の対応としては、その発覚時に面談を実施するのみで、その後、本件生徒が自らの精神的な状況を伝えることができるような関係性を構築することなく観察を継続するにとどまり、本件生徒の表面上の落ち着きから、特に注意を要する観察対象から外し、精神健康の課題から回復したものとする取り扱いをしていた。しかし、実際には、本件生徒は、その間に、自らの精神健康の課題が悪化する状況において、誰にも気がついてもらえず、何の対処の手がかりも得ることができなかったものと推認される。もし、本件生徒が、自らの身近な大人である教職員と「応答的」かつ「可変的」な関係性を築くことができていたならば、大人の助力を

得ながら、どこかの段階で自らの困難に対処し、自死を回避できた可能性がある。

同種の事案の再発防止のためには、まずは、区や教育委員会、学校、教職員は、生徒が身近な大人である教職員に対して自由な意見の表明を可能にするように、生徒と教職員との関係性の改善に向けた取り組みや、関係性の改善を可能にするような条件の整備を進める必要がある。これは一教員に対してのみではなく、学校または教育委員会という組織の課題でもある。

## (2) 不適切指導の改善に向けた提言

### ア 生徒との関係性構築を前提にした指導の必要性

教育委員会は、「生徒指導提要（改訂版）」に示された不適切指導に関する考え方について、各学校に改めて周知し、教職員の研修等の機会を設ける等の措置を講ずるとともに、教職員各自においても生徒への指導のあり方を問い直す必要がある。単に生徒指導提要等の関係文書の内容を把握するだけでは不十分であり、生徒と教職員との「応答的」かつ「可変的」な関係性構築が必要である。

## (3) 苦手意識等から生徒の関係性の構築を断念するという姿勢の見直し

教諭は、クラスの生徒に学校内で最も身近に接する大人の一人であり、実際に授業や生徒指導に当たる立場にある以上は、粘り強く関係性の構築を試み続ける必要がある。生徒に対して、その意見を聴く機会を提供し、耳を傾け、その要求に応答していくことを通じて、生徒が自由に意見を表明できるような信頼の獲得に努めることが必要である。

## (4) 教職員の一方向的な思いの押し付けの見直し

教職員からの一方向的な思いの押し付けをしてはいけない大きな理由の一つとしては、生徒との関係性構築を阻む点に見出される。たとえ教職員の思いとは異なる行動や選択を生徒が行ったとしても、教職員は自らの思いを一方向的に押し付けるのではなく、生徒の行動や選択について、生徒自身の意見に耳を傾け、一旦それを受容し、いかなる応答が良いのかを考えることを試みる必要がある。

## (5) 形式的な項目による評価と指導のあり方の再検討の必要性

課題の提出や委員会業務の担当という項目を形式的に達成することを重視する一方で、なぜ課題が提出できないのか等の形式的な項目をクリアできないことの背景にある本件生徒の思いや状況に十分に耳が傾けられていたかということである。形式的な項目による評価と指導のあり方について改めて反省的に検討する機会が設けられる必要があるように思われる。この問題は個々の教諭の指導だけに向けられるべきではなく、「応答的」かつ「可変的」な関係性の構築を可能にする足立区の教育行政の課題でもある。

## (6) 精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に向けた提言

### ア 多段階的な改善策の必要性

精神健康の課題を抱える生徒への対応の改善に向けた提言については、区（区長部局、教育委員会）の施策のレベル、学校の体制整備のレベル、教職員や子ど

もへの研修ないし教育のレベル、困難を抱える生徒への個別対応のレベルに分けて考えることができるものと思われる。区の施策のレベルでは、そうした学校現場における生徒と教職員との関係性の構築が可能になるような条件整備として教職員の配置のあり方が課題になることを指摘しておく。

#### イ 区の施策のレベルの提言

自殺対策に掲げられた主要事業や、自傷行為への対応が現場のものとなっていなかったこと、さらにその背景としては、自殺計画に基づくこれら主要事業が現場のニーズからボトムアップで汲み上げられたものではなく、実施しなければならない事業として、トップダウンで現場に下ろされてきたことが考えられる。足立区の次期自殺対策計画においては、計画の立案過程を見直し、現場の課題を精査し、ボトムアップで自殺対策計画を構築することが望まれる。また、本件自死においては、学校外資源との連携の不十分もあった。学校外の若者支援との連携も検討すべきであろう。

#### ウ 学校における体制整備のレベルの提言

対応マニュアルについては、「足立区の自殺の現状と対策について」の中で、とるべき行動や判断基準が提示され、具体的な支援を可視化することの重要性が伝えられている。ただ、このような研修や資料を基に学校レベルではマニュアルを作成する、という段階までは至っていない。

教育相談体制については、流動的に教職員間で役割分担を確認し、モニタリング方法を検討し、評価、支援計画の見直しを適宜行うべきであり、その体制整備が十分でなかったとも考えられる。

生徒全体に対するリスク管理については課題が表面化した際に執るべき対応についての情報は持ち得ていたが、ハイリスクの生徒に対しての情報共有の在り方、アプローチの仕方については個々の教職員の経験や判断によるところが大きくその差異が気になるところである。またプリベンション、ポストベンションとして各段階における（重大事案が起きた際を想定したうえで、学校現場の対応に準拠した）危機対応チームの早急な整備が望まれる。

学校現場が求める形でのサポート体制研修の在り方の構築を足立区としての検討していくことが望まれる。

#### エ 教職員や子どもへの研修ないし教育のレベルの提言

多忙な教職員の日常の中で、教育相談委員会等の学校内システムに基づく対応に追われ、本件生徒を中心にした、本件保護者との協働によるストーリーが乏しいように思われる。主要事業を多く挙げることを改め、現場目線で学校現場を支える仕組みづくり、学校と学校外資源をつなぐ仕組みづくりが重要である。

文科省作成の「生徒指導提要（改訂版）」においては、将来にわたる精神保健の観点から生徒に対する自殺予防教育が必要であるとされている。そこでは、特に、生徒自身が早期に自らの心の危機に気づくことができるようにする教育と、

生徒がそうした自らの心の危機に直面した段階で速やかに周囲に対して援助を求めることができるような援助希求的態度を促進する教育の重要性が強調されている。こうした教育を教育委員会による援助の下、各学校において定期的を実施することを検討すべきである。

#### オ 精神健康の課題を抱える生徒への個別対応のレベルの提言

健康に対する子どもの権利は、自らの状況を的確に理解できるように子どもへ情報提供をすることや、子どもの意見に対し年齢と成熟度に応じた考慮を担う周囲の大人との一定の関係性の構築を想定するものとされている。

教職員は、日常的な健康観察や自傷行為によって、生徒の精神健康の課題に気がついた際には、その生徒が自らの状況を適切に把握し、困難に向き合うことができるように援助する必要があるが、そのような援助を可能にする関係性の構築にまずは努めなければならない。

学校における組織的な対応としても、学校側は生徒に対し養護教諭やスクールカウンセラーの観察対象とするのみで、事実上、積極的な対応を何もとっていない。こうした対応は、精神健康の課題が明らかになった生徒への対応としては見直されなければならない。

長期に渡り対応を要する場合、生徒と教職員との関係性の継続を意識した教職員間の連携の仕組みや、引き継ぎのあり方も十分に考慮する必要がある。

精神的な健康上の課題を抱えている生徒との間で、「応答的」かつ「可変的」な関係性を築いていくためには、一人ひとりの生徒と向き合う十分な物理的・精神的な余裕が必要であり、教職員の増員につながる具体的な施策を進めることも必要である。また、思春期の子どもの精神健康の課題に関して、教職員に十分な知識や経験が不足していたことも問題の一つであったため、精神健康の課題を抱える生徒に対しては、可能な限り速やかに養護教諭やスクールカウンセラーとの面談が設定され、さらに必要な場合には外部の医療機関などの専門機関にも繋げられるという学校内の仕組みも整えられる必要がある。

### (7) 子どものストレス要因たる学校の競争的な環境の改善に向けた提言

#### ア 子どものストレス要因の緩和に向けた取り組みの必要性

学校の競争的な環境の存在が子どものストレスの要因となり、子どもの発達のゆがみを生じさせていることが指摘されており、本件生徒の具体的な不適切指導の背景的な要因にもなっていた可能性がある。区や学校の取り組みうる対策の一つとして、学校の競争的な環境の改善に向けて、区や学校が従来の学力向上施策の批判的検証を進めるべきである。

#### イ 学力向上施策の検証の必要性

学力向上それ自体は重要だとしても、それを進めるための足立区の施策が、区内の学校の環境を過度に競争的なものにし、生徒たちにそうした環境にあることのプレッシャーを与えるものになっていなかったのかどうかについてより詳しく

検証を進めることが必要である。足立区の学力向上施策が学校に過度な競争的環境をもたらす要因になっている可能性があるという場合には、子どもたちの最善の利益の確保ということを第一の考慮要素とし、施策の見直しを検討すべきである。

(8) いじめの早期発見の体制整備に関する提言

ア 本件中学校のいじめ防止基本方針の内容の改善

現・本件中学校基本方針に対する提言、提案としては、「いじめの早期発見に関するマニュアルを策定し、その実効的な実践のために、チェックポイントを明らかにしたチェックリストを作成して、それを全校教職員が日常的に確認する。」といった内容の項目を9つの項目以外に新しく置くべきである。

また、現行の項目である「面談におけるいじめ調査」「いじめ相談窓口の拡大」では、それら調査、相談窓口から得られた情報につき、チェックリストに照らして、いじめの早期発見にどうつながるかを常に検証する必要がある。

イ いじめ防止対策委員会の具体的な活動計画

現・本件中学校基本方針に対する提言、提案としては、本件中学校基本方針「第2 いじめ防止等のために実施する施策」の「3 具体的な取組」に、「いじめ防止対策委員会は、いじめの未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となる、年間の活動計画を定める。その活動計画には校内研修の取り組みも含める。定められた活動計画の内容は全教職員に周知し、全教職員で確認、検証する。」といった内容の項目を新しく置くべきである。

また、その活動計画に係る条項は、「第2 いじめ防止等のために実施する施策」の「2 いじめ防止等の対策のための組織の設置」の中に置いてもよい。

ウ いじめ防止対策委員会の活動のあり方の改善

本件中学校は、学校いじめ対策組織として、いじめ防止対策委員会を置いているが、全校生徒が、存在を確実に認識していたとは言い難い。いじめ防止対策委員会は、いじめの防止・早期発見のための相談・通報窓口となる。そのために当該組織の活動内容、当該組織に所属する教職員を全校生徒また保護者に対して周知する必要がある。周知内容としては、活動内容、所属教職員、さらに、生徒が安心して相談に来ることが出来ることとなる。

相談体制の整備の改善として、「国の基本方針」(27頁)では「いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。」とあり、いじめの早期発見については、いじめが絶対に許されないこと、第三者としていじめがあると知った場合にはいじめ防止対策委員会にすぐに知らせてほしいことをアピールしておく必要がある。

エ いじめ防止対策委員会内での情報の共有に関して

本件中学校のいじめ防止対策委員会は常設されていなければならないのである

が、全メンバーが集合する会議を定期的を持つことが出来ないとしても、①前もって決められたメンバーの中の一人に伝える、②共有のデータベースに書き込む、という取り組みを行うことで、いじめが疑われる事実の早期の漏れのない情報収集、情報集約が可能になると言える。

そして、その①情報集約担当者が記録を整理していじめ防止対策委員会のメンバーに提供する、②データベースの情報を記録化していじめ防止対策委員会のメンバーで確認することで、いじめの早期発見から早期解決に繋いでいくことが可能となる。

#### (9) 生徒の自死事案における事後対応に関する提言

##### ア 保護者・遺族等への関わり方の見直し

本件の対応を振り返ると、本件学校による死亡の事実の生徒への伝え方は適切ではなかったと考えられる。また、本件学校及び本件教育委員会による本件保護者への接触は不足していたし、その接触は、本件保護者が本件学校の対応を責めることを回避しようとする姿勢にも見られ、そのことが本件保護者の不信を増大させた側面があったと言わざるを得ない。

学校においては、公衆衛生による自殺予防戦略の基礎である、全体的予防介入（生徒全体）、選択的予防介入（リスクの高い集団）、個別的予防介入（リスクの高い個人）を踏まえ、自傷行為を含む児童生徒の問題行動への対処の中で、選択的予防介入または個別的予防介入としての取組を行い、結果として、自殺予防につなげることになる。このためには学校内のシステムだけでなく、若者支援に専門性を有する区内の地域の取組などとも連携することが望まれる。この連携は、実際に自死が起こったときのポストベンションの質の向上にも役立つと思われる。また、情報と経験知の蓄積は、将来の自殺予防、保護者・遺族等との対話の質の向上につながる。

##### イ 生徒の自死事案やいじめ重大事案における調査のあり方の見直し

###### (ア) 関連する法令や指針の理解の促進

関連する法令や指針の理解を改めて各部局において徹底することである。区長部局、教育委員会、各学校という調査を担うことを想定された各機関においては、関連法令や指針の理解の不足に起因する問題として指摘したところを参考に、調査のあり方の見直しを進めることが必要である。

###### (イ) いじめ等の調査を担う常設委員会の活用のあり方の見直し

関連する部局や各委員会内部において、改めてこれらの各委員会の役割に関して確認し、その活用のあり方の見直しに繋げる必要がある。

###### (ウ) いじめ等の調査を担う常設委員会の委員の専門性の確保と選任過程の見直し

今後、常設委員会が本来想定された機能を果たす上では、改めて、その委員構成における専門性の確保と、そのための選任過程の見直しを進めることが必要である。

(エ) いじめ等の調査における教育委員会と区長部局との連携の見直し

教育委員会と区長部局は、それぞれ独立した権限と組織を有するとはいえ、いじめ等の調査においては、より円滑な連携を図ることができるよう、それぞれの部局の役割を相互に確認し、連携のあり方を見直しを進める必要がある。

(オ) 生徒の自死事案の調査における遺族から聴き取り等のあり方を見直し

関係部局においては、生徒の自死事案の調査において、遺族からの聴き取り等のあり方がどうあるべきなのかについて改めて検討することが必要である。

最後に、本件調査委員会の提言内容が周知され、浸透し、必要な取組とモニタリングが行われることを願っている。

以上

**【本報告書に頻出の用語に関する説明】**

- いじめ重大事態調査ガイドライン  
2024（令和6）年8月に改訂されたが、本件の従前調査は改訂前のガイドラインに基づいて行われるべきものであったため、ここでは改訂前のガイドラインが引用されている。
- 対策委員会  
足立区いじめ等問題対策委員会
- 調査委員会  
足立区いじめ等調査委員会
- 国の基本方針  
国の「いじめの防止等のための基本的な指針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日）
- 生徒指導提要（改訂版）  
文部科学省 2022（令和4）年12月発行
- 心理学的剖検  
亡くなった方の生前のことを多角的にうかがい、自死が起こった原因や動機を明らかにしていくインタビュー調査